



在宅で人工呼吸器を使用している方へ



非常用電源の 購入費用を補助します

在宅で人工呼吸器を使用する方が、災害時などの停電時にも日常生活を支障なく営むことができるよう、非常用電源の購入費用の一部を補助します。

非常用電源の必要性・活用方法をまとめた手引きはこちら



対象となる方

松戸市に住民登録があり、在宅で人工呼吸器を使用されている方

〔 医療機関に入院中の方、障害者施設等に入所中の方、
睡眠時無呼吸症候群の方等のCPAPは対象外です 〕

申請できる方

対象となる方ご本人、または、同居の親族

(上記の方による申請が困難な場合は、ご相談ください)

※一度申請してから5年間は
再度の申請ができません。

対象となる用品 (以下から選択・複数可)	性能要件	補助率
ポータブル電源 (蓄電池)	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置 定格出力が300W以上のもの 	購入金額の 9/10 ※生活保護受給世帯 非課税世帯は10/10 補助上限は 10万円
DC/ACインバーター	<ul style="list-style-type: none"> 自動車用バッテリー等の直流電源 (DC) を 正弦波交流電源 (AC) に変換する装置 	
正弦波インバーター 発電機	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン又はガスポンペで作動する 正弦波インバーター発電機 定格出力が850VA以上のもの 	
その他市長が 必要と認める用品	<ul style="list-style-type: none"> 上記用品の使用にあたって必要となる用品 (延長ケーブル、ソーラーパネルなど) ※購入用品が補助対象となるか事前にご相談ください 	

対象となる用品は変更になる場合があります。最新の情報は、ホームページ等でご確認ください。

<注意事項>

- 疑似正弦波 (矩形波、補正正弦波) の製品は補助の対象外です。
- 購入用品の維持に要する経費 (用品を保管するための物置や収納ケースの購入費、ガソリン等の購入費などを含む点検・整備費などの費用) については、補助の対象外です。
- 発電機は、必ず屋外かつ換気の良い場所でご使用ください。
- 当該補助により購入した用品の使用による医療機器の故障については、市は責任を負いかねます。
- 購入した用品を目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供することはできません。

補助率・補助金額

対象用品の購入金額（税込）の合計額の9/10（1円未満切り捨て）と10万円を比べて少ない方の金額 ※生活保護受給世帯・非課税世帯は10/10

購入用品の選定・購入

1 購入する用品の選定

かかりつけ医などと相談し、災害時の使用を想定して、使用する医療機器の消費電力も踏まえて選定してください。

2 用品の購入

①で決めた用品を購入してください。補助金の申請に領収書が必要になるので必ずご用意ください。領収書の宛名は補助金の申請者名としてください。

用品の選定や管理は、用品を利用するご本人様・ご家族様が責任をもって行ってください

手続きの方法

1 申請方法

対象用品購入後、2週間以内を目安にご申請ください

- 原則、郵送申請です。
- 申請に必要な書類を添えて、下記申請先までご郵送ください。
- 申請受付は、購入日の属する年度の末日（消印日有効）となります。

申請に必要な書類

1	松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付申請書（第1号様式）
2	宣誓書兼個人情報利用同意書（第2号様式）
3	領収書（申請者氏名・金額・購入日・商品名・品番・販売店が分かるもの） ※写し可
4	診療報酬明細書（在宅人工呼吸指導管理料が明記されているもの） ※写し可
5	松戸市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入補助金交付請求書（第4号様式） 振込口座は、申請者名義のもの
6	成年後見人が申請する場合 成年後見人であることを証明できるもの （登記事項証明書など）

申請書等の様式は変更になる場合があります。最新の情報は、ホームページ等でご確認ください。

2 補助の決定・支払い

- 補助が決定した場合は、交付決定通知書をお送りします。
- その後、補助金のお支払いの手続きを行います。

申請先・お問合せ先

松戸市 健康福祉部 健康福祉政策課

〒271-8588 松戸市根本387-5 ☎047-704-0055

